

檀原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月12日(水)午後2時00分から午後2時22分

2. 開催場所 檀原市役所 北館入札室

3. 出席委員(9名)

2番	安田宗義(副会長)	3番	吉川作衛
4番	上田逸朗(会長)	5番	中川眞一
6番	吉川英克	7番	石井三智子
11番	岡崎佳世子	13番	岡本和久
14番	福田照美		

(1月の総会は感染を防ぐために出席委員を減じた9名(会長、副会長1名、小委員会委員2名、小委員会委員以外の農業委員5名)で開催。

4. 欠席委員 2名 9番 蘆村雅光(副会長)

12番 吉川恵三(副会長)

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	(11)岡崎佳世子	(13)岡本和久
第2	第1号議案	農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件	
第3	第2号議案	農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件	
第4	第3号議案	農地法第4条農地転用許可申請に関する件	
第5	第4号議案	農地法第5条農地転用許可申請に関する件	
第6	報告 1	農地法第3条の3第1項の規定による届出に関する件	
第7	報告 2	農地法第4条農地転用届出に関する件	
第8	報告 3	農地法第5条農地転用届出に関する件	
第9	報告 4	農地法第18条第6項の通知に関する件	
	その他		

7. 会議の概要

事務局長	<p>総会を開催させていただく前に、今月も新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い時間短縮した形で進めさせていただきます。また、令和2年5月の総会で提案させていただきました「6月以降の総会・小委員会について」に基づいて感染対策をさせていただいていますが、12月より9名体制とさせていただきます。</p> <p>本日は 会長、蘆村 副会長、吉川 恵三 副会長が欠席ですので副会長 1名、小委員会委員 2名、小委員会委員以外の農業委員 5名の9名で開催させていただきます。</p> <p>それではただ今より、令和4年 1月 総会を開催いたします。はじめに、上田会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
上田会長	<p>【挨拶】</p>
議長（上田会長）	<p>委員の皆様方には、お忙しいところ ご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。</p> <p>本日の出席委員は9名であり、法定数に達しておりますので、これより令和4年 1月の総会を開会いたします。</p> <p>なお、事務局から説明がありましたように、9番 蘆村 雅光 副会長、12番 吉川 恵三 副会長 より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。</p>
議長（上田会長）	<p>日程第1 議事録署名委員の指名については、11番 岡崎 佳世子 委員、並びに 13番 岡本 和久 委員を指名いたします。</p> <p>それでは、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>1月総会の議案の案件については、現地調査及び小委員会の審査を実施いたしました。</p> <p>なお、今月も出席委員を減じての開催であるため、総会の議案書を郵送させていただいております。案件内容を事前にご確認いただいていると思いますので質問、ご意見等あればいただき、採決に入らせていただきます。</p> <p>議案に入る前に先にご報告させていただきます。</p> <p>議事日程第2 第1号議案の農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件の1番ですが、その他の農地法第3条農地所有権移転許可申請の取消し願いに関する件と関連しております。第1号議案に入る前に、その他の案件の農地法第3条農地所有権移転許可申請</p>

	<p>の取消し願いに関する件を諮らせていただき、続いて第1号議案の農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件の1番の案件を諮らせていただきます。</p> <p>議事日程第2 第1号議案の農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件の4番 及び 議事日程第3 第2号議案の農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件の4番 は関連している案件でございます。</p> <p>議事日程第5 第4号議案の農地法第5条農地転用許可申請に関する件において、1番の案件が小委員会の審査で進入路等が未確定のため継続となりました。事務局で受付している関係上、議案に上程させていただいており、摘要欄に（継続）と記載させて頂いております。申請内容が整い次第、改めて総会で諮らせていただきます。それでは議長、よろしくお願いたします。</p>
<p>議長（上田会長）</p>	<p>それでは、先にその他の案件の 農地法第3条農地所有権移転許可申請の取下げ願いに関する件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。令和3年11月8日付で申請があり、12月の総会に諮らせていただきました農地法第3条農地所有権移転許可申請ですが、12月17日付で取下げ願いの申請がございました。</p> <p>議案書の4ページの下から2番目のその他の案件の 農地法第3条農地所有権移転許可申請の取下げ願いに関する件をご覧ください。申請当時、譲渡人の3名から所有権の持分を譲受人に所有権移転したいとの申請がありました。本来は日程第2 第1号議案の1番農地法第3条農地所有権移転許可申請のように譲渡人1名からの持分のみを移転すべきところ、代理人が誤認して申請してしまったことが取下げの理由です。事務局からは以上です。</p>
<p>議長（上田会長）</p>	<p>農地法第3条農地所有権移転許可申請の取下げ願いに関する件について、何かございましたら質問・ご意見をいただきたいと思いますが如何でしょうか。</p> <p>【意見なしとの声あり】</p>
<p>議長（上田会長）</p>	<p>意見なしとの事ですので、承認致す事にします。</p>
<p>議長（上田会長）</p>	<p>続きまして、日程第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転</p>

<p>議 長（上田会長）</p>	<p>許可申請に関する件の1番を先に議題といたします。</p> <p>先ほどのその他の農地法第3条農地所有権移転許可申請の取下げ願いに関する件に併せ改めて申請されたものです。</p> <p>1番につきましては、小委員会にかかっております。</p> <p>案件内容について、質問・ご意見等がございましたらお願いします。</p> <p>【意見なしとの声あり】</p> <p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第1号議案 1番の 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>全員であります。</p> <p>よって、第1号議案の 1番は許可と決定いたしました。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>続いて、日程第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件を議題といたします。</p> <p>2番から4番につきましては、すべて小委員会にかかっております。</p> <p>案件内容について、質問・ご意見等がございましたらお願いします。</p> <p>【意見なしとの声あり】</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第1号議案 2番から4番の 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>全員であります。</p> <p>よって、第1号議案の 2番から4番は許可と決定いたしました。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>日程第3 第2号議案 農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件を議題といたします。 1番から4番につきましては、小委員会にかかっております。</p>

<p>議 長（上田会長）</p>	<p>案件内容について、質問・ご意見等がございましたらお願いします。</p> <p>【意見なしとの声あり】</p> <p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第2号議案 1番から4番の農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>全員であります。</p> <p>よって、第2号議案の 1番から4番は許可と決定いたしました。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>日程第4 第3号議案 農地法第4条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。 1番及び2番につきましては、小委員会にかかっております。</p> <p>案件内容について、質問・ご意見等がございましたらお願いします。</p> <p>【意見なしとの声あり】</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第3号議案 1番及び2番の農地法第4条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>全員であります。</p> <p>よって、第3号議案の 1番及び2番は許可相当として、県知事に意見を進達します。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>日程第5 第4号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。</p> <p>1番は先ほど事務局から説明がありましたように、継続となっております。</p> <p>2番及び3番につきましては、小委員会にかかっております。</p> <p>案件内容について、質問・ご意見等がございましたらお願いします。</p>

<p>議 長（上田会長）</p>	<p>す。</p> <p>【意見なしとの声あり】</p> <p>ご意見も無いようですので、採決いたします。 第4号議案 1番は、継続とさせていただきます。 第4号議案 2番及び3番の農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>全員であります。 よって、第4号議案の 2番及び3番は許可相当として、県知事に意見を進達します。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>日程第6 報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出に関する件、日程第7 報告2 農地法第4条農地転用届出に関する件、日程第8 報告3 農地法第5条農地転用届出に関する件、日程第9 報告4 農地法第18条第6項の通知に関する件、については報告でございます。 各自ご高覧 賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>その他の案件の 農用地利用集積計画に関する件に関して何かございましたら、 質問・ご意見をいただきたいと思いますが如何でしょうか。</p> <p>【意見なしとの声あり】</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>意見なしとの事ですので、承認 致す事にします。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>その他の案件の 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件について、 何かございましたら 質問・ご意見をいただきたいと思いますが如何でしょうか。</p> <p>【意見なしとの声あり】</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>意見なしとの事ですので、承認 致す事にします。</p>

議 長（上田会長）	<p>その他の案件の 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に関する件について、何かございましたら 質問・ご意見をいただきたいと思いますが如何でしょうか。</p> <p>【意見なしとの声あり】</p>
議 長（上田会長）	<p>意見なしとの事ですので、承認 致す事にします。</p>
議 長（上田会長）	<p>その他の案件の 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件についてですが、1 番は、地区担当推進委員の竹瀬委員より適当である旨のご報告をいただいております。</p> <p>また、2 番につきましては、地区担当推進委員の 吉川嘉一 委員より適当である旨のご報告をいただいております。</p> <p>この案件について、質問・ご意見をいただきたいと思いますが如何でしょうか。</p> <p>【意見なしとの声あり】</p>
議 長（上田会長）	<p>意見なしとの事ですので、承認 致す事にします。</p>
議 長（上田会長）	<p>その他の案件の 農地使用貸借権解約の通知に関する件につきましては、報告でございます。</p> <p>各自ご高覧 賜りますようお願い申し上げます。</p>
議 長（上田会長）	<p>その他の案件の 農業委員会の法令遵守の申し合わせの決議について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>皆さんご承知であろうかと思いますが、令和元年10月に県内の農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるなど不祥事が続けて発生しました。</p> <p>これに伴い 令和元年11月28日に開催されました全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛清の徹底を図っていくことが確認されました。</p> <p>これを受け、全国農業会議所より「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施及び今後の対応について」が発出されました。全国の農業委員会で決議の実施を、年1回以上されるよう通知がありましたので、 樞原市農業委員会においても「農業委員会の法令遵守の申</p>

<p>議長（上田会長）</p> <p>事務局</p>	<p>し合わせ決議」を実施したいと思います。</p> <p>それでは、農業委員会の法令遵守の申し合わせの決議について、事務局より読み上げます。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、読み上げます。 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。 特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。
<p>議長（上田会長）</p>	<p>ありがとうございました。 今後も総会にて農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、年1回実施していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長（上田会長）</p>	<p>以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。委員各位には、慎重審議ありがとうございました。 これをもって1月の農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 午後2時22分</p>

農業委員会等に関する法律第27条及び檀原市農業委員会
総会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名す
る。

檀原市農業委員会

会 長 上 田 逸 朗

委 員 岡 崎 佳 世 子

委 員 岡 本 和 久